

審査した議案

専決処分の報告

第十七号 窓口証明システムに係るファックス回線使用料の遅延利息の支払い

第十八号 「香美市立(仮称) A 保育園建設工事(建築主体工事)」工事請負契約の一部を変更する契約の締結

◎屋根の騒音防止のため、GL鋼板下へ石膏ボードを追加、また、安全対策のため強化ガラスに変更等

第十九号 平成十九年度農業集落排水事業特別会計消費税過少申告による過少申告加算税の支払い

第二十号 「平成二十年度 市営黒土2号団地Cブロック建設工事(建築主体工事)」工事請負契約の一部を変更する契約の締結
◎耐久性の向上のため外壁吹付塗装材の変更等



建設中のなかよし保育園

認定

第一号 平成十九年度香美市一般会計歳入歳出決算
△賛成多数にて認定▽

第二号 平成十九年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

第三号 平成十九年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

第四号 平成十九年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

第五号 平成十九年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

第六号 平成十九年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

議案

第九十六号 平成二十年度香美市一般会計補正予算「第四号」

◎人事異動に伴う職員人件費の組替え及び、第二北庁舎改修費の追加等により、歳入歳出の総額をそれぞれ百五十六億八千五百三十七万三千円とする。

第九十七号 平成二十

第七号 平成十九年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算
第八号 平成十九年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)
第九号 平成十九年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(保健事業勘定)
第十号 平成十九年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算(サービス事業勘定)
△以上全員賛成にて認定▽

議会を傍聴してみませんか

議会には定例会と臨時会があります。
次の定例会は3月の予定です。

年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第二号」

第九十八号 平成二十年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第二号」

第九十九号 平成二十年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第二号」

第一百号 平成二十年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第二号」

第一百一号 平成二十年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算「第二号」

第一百二号 平成二十年度香美市国民健康保険特別会計補正予算「第三号」(事業勘定)

第一百三十三号 平成二十年度香美市介護保険特別会計補正予算「第二号」(保健事業勘定)

第一百四十四号 香美市職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

第一百五十五号 香美市立地域集会施設の設置及び



三谷地区集会所建設現場

管理に関する条例の一部改正
◎地方自治法に基づき、建設中である三谷地区集会所の設置及び使用料の設定が必要となったこと。また、指定管理事業年度の終了時期について調整が必要となった。
△以上全員賛成にて可決
第一百六十六号 香美市児童クラブ設置条例の制定
◎地方自治法に基づき、

児童クラブの設置に伴う管理に関する業務の指定管理者の指定に関する等が条例の制定をする必要が生じたため。
△賛成多数にて可決
第一百七十七号 香美市営住宅条例の一部改正
◎駐車場整備による設置台数変更のため改正する。
第一百八十八号 香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定

◎逆川地区の農業集落排水事業に係る分担金を平成二十一年度から賦課するため。
第一百九十九号 住宅新築資金等貸付事業に係る和解
◎平成二十年七月十五日付けで訴訟申し立てを行った事件に関し、十月一日に高知簡易裁判所から和解案が示され、その内容がほぼ本市の主張どおりとなっていることから、受け入れることに同意するため議会の議決を求めるもの。
第一百十号 財産の取得
◎財産の種類 災害対応特殊救急自動車(高度救命処置用資機材含む) 契約の方法 指名競争入札
契約金額 三千五百五十万三千九百五十円
契約の相手方 高知日産プリンス販売
第一百十一号 香美市国民健康保険条例の一部改正
△以上全員賛成にて可決

意見書案

整備の財源確保に関する意見書
△賛成多数にて採択

諮問

第十四号 危険な気候を回避するために「氣候保護法」の制定を求める意見書

第十五号 介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消するため、抜本的対策を求める意見書

△以上全員賛成にて採択

第十六号 貧困の連鎖を断ち切り、住民生活を底上げすることを求める意見書

物部町 爲近初男
土佐山田町 村田珠美
土佐山田町 前田隆明
香北町 福島勇二
物部町 岩越美代
△以上全員賛成にて適任

第十七号 地方の道路



工事が進むあけぼの街道

19年度 決算を認定

9月定例会より継続審査となっていた、19年度各会計決算について、各常任委員長より報告があった。質疑・討論の後、審査の結果、全員賛成また、賛成多数により認定された。(詳細については広報香美2月号をご覧ください)

連合審査 平成19年度一般会計

平成十九年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定については、議案の性質上、他の委員会の所管事項と関連するため、教育厚生および、産業建設常任委員会との連合審査により質疑された。

〈歳入〉

Q 地方特例交付金の中の特別交付金だが、当初千四百万円の見込みが調停額で五百八十五万円になっている。当初で何を見込んでこのような金額になったのか、また、今回初めて住宅新築資金の特別会計から千八百三十二万円が繰り入れされている。順調に進んでいるというので評価できるが繰入金の見込みは当初はどうだったか。

A 住宅新築資金等貸付金の繰り出し金、千八百三十二万円は当初から予定していたものではない。貸付金の元

利収入は、その他の特定財源であって起債の償還にあてる他は一般会計に繰り出し、必要な事業分を改めて一般会計から一般財源として繰り入れるのが本来の姿だ。平成十九年になって繰り入れるのが本来の姿だ。平成十九年になって起債の償還が減ってきたことと、貸付金の元利収入が多くあり、年度末に差し引きしたところ、黒字になることが分かったので、今回平成十九年三月に専決で補正を計上した。歳出で千八百三十二万円一般会計に戻すかわりに事務費として繰入金は千三百九十五万円住宅新築資金貸付事業特別会計へ繰り入れている。

Q 住民税の延滞金の現在の状況と、災害援護貸付金滞納分の現状について伺う。

A 延滞金の対象になっている滞納税については延滞部分を徴収している。

災害援護資金の滞納繰越分は、金額が入っていない分は納期を繰り延べしている。高齢化などで、回収が非常に厳しい状況となっている。

Q 児童扶養手当返還金、生活保護費返還金過年度分の状況について、また、生活保護費徴収金とはどういうものか。

A 児童扶養手当返還金は該当でないものに支給していたもので、返還金を返してもらっている。分割納付のため、翌年度になり、収入未済額が生じた。生活保護費返還金は

過払いになってしまった。生活保護徴収金は不正な申請により、保護を受けたときにその費用を徴収するものだ。一人分だが平成十九年度は返還になっていない。

〈歳出〉

Q テクノパークの工業排水、河川水質調査で、異常数値が出た後の原因究明など、その後の対応はどうなっているか。

A 委託調査では排水溝の部分と川の水質検査を年二回行い、企業の方にも年二回調査してもらっている。少し高い数値が出たこともあるが、最終的な調査では異常数値は出てこなかった。現在良好であると判断している。

Q 時間外手当が十八年度に比べて多いのではないか。

A 職員数からするとさほど多いとは考えていないが、電算関係、福祉事務所、福祉係などはどうしても時間外が多い。電算関係については業者からの派遣も検討している。福祉事務所については職員を増員しても、なかなか解消できない。専門性や処理が急がれる場合などがあり、やむを得ない面がある。

Q 木造住宅改修費補助金だが、改修、設計補助の補助件数と、実際行った方の聞き取りなどされているか。

A 改修が六件、設計補助費が五件で、聞き取りなどは特に行っていない。改修費は、面積や規模にもよるが百万円から三百万円までと、幅がある。補助額

が六十万円と少ないが、増額は、なかなか難しい。

総務常任委員会

Q 認定二号、遅延損害金のこれからの入金予定は。

A 支払い督促や訴訟提起、抵当権の実行など法的措置に移行した場合にはすべて請求しており入金されることは今後もある。

Q 司法書士の現在の取り組みは。

A 債権回収部会が司法書士五人に依頼し毎月一回開催している。法的措置を行う場合の書類作成等は分担してお願している。

Q 起債の繰り上げ償還とその他の場合の県補助金の取り扱い。

A 平成二十年度、二十一年度に保証金免除繰り上げを行う。以後の県補助金は申請できなくなる。

教育厚生常任委員会

Q 認定第七号で、老人保健特別会計は後期高齢者医療制度に移行したと思うが、事務処理が残る間は続くのか。

A 移行したが、平成二十二年度までは会計が残る。

Q 退職被保険者国保税の不能欠損額が前年度より増加しているが今後も増加の傾向か。

A 年々、退職被保険者が増加していることから滞納者も増えるのではない。

Q 国保税の滞納世帯が増加し、無保険の子どもも増えているが、

無保険の子どもに対する本市の対応と滞納世帯に対する保険課の相談業務はどうか。

A 保険証の発行は基本的に世帯単位と考えている。申し出により対応している。滞納世帯対策は収納管理課にお願いしている。電話や訪宅はしていない。

Q 認定第九号で、介護保険普通徴収者の滞納が増えているが、徴収率はどうか、また、保険料への影響は。療養病床の削減で、香美市の医療機関の今後の方向性は。

A 普通徴収は年々下がっているが保険料にはさほど影響がない。介護療養病床を持つ五つの医療機関の方向性は決まっている。全体として行き場がなくなる心配はない。

産業建設常任委員会

Q 認定第五号で、「水道料、下水道料、使用料、給水単価、供給単価」はどれくらいか。

A 1m³を処理するのに五百円強かかっている。現在徴収している金額が1m³当たり百円であり、四百円持ち出している。

Q 下水道推進活動商品代と加入促進奨励金とは何か。

A 下水道デーの日に各小学校に毛筆、絵画を展示してもらい、小学生に商品を出して、普及活動の一環としている。

A 加入促進奨励金は供用開始後、特定環境下水道であれば三年以内に接続した家庭について条例で定められた受益者分担金を一括していただいている。香北

町の場合、十三万円だが、一年以内に接続すれば五万円返し、実質八万円加入できる制度である。その奨励金だ。

Q 認定六号で、事業負担金を供用開始前に払うのは国、県段階でそうになっているのか。

A 受益者負担金及び分担金については各自自治体で定めることができる。逆川地区については地元からの強い要望であり、事前に分担金をいただきたい。

Q 汚泥の処理はどのようにするのか。

A 汚泥については以前から問題があったが最近レンガのような形にし公園等で使用していた。本市の汚泥はセメント工場へ持っていき、原料として使っている。

委員会審査

連合審査

一般会計予算については、総務常任委員会に付託されたが、議案の性質上他の委員会の所管事項と関連するため、教育厚生および産業建設常任委員会との連合審査により質疑された。質疑の一部を掲載する。

Q 健康センター管理運営委託料の内容は。

A があり、委託料を増額した。

A 健康センターセレネで使用している重油の高騰によるものである。指定管理で運営しているが、今回のような外的な要因がある場合については、指定管理料を見直すとの項目

Q 新庁舎建設に関して、市有林伐採のための委託料が計上されている。庁舎建設には、市有林を使用するよう限定されているのか。

A 先人が残してくれ

た香美市材を積極的に利用するという構想であり、市有林のみの使用を想定している。

Q 北庁舎改修における工事請負費三千五百万円の内容は。

A 主に外壁の塗装、内装の変更、電気工事、機械設備等である。新庁舎完成後は、水道課の事務所として使用することから、そのことも想定した設計で工事することになる。

Q 雑入の市町村振興協会交付金千八百六十五万二千円の内容は。

A 宝くじの売り上げに対する配分金である。当初予算の段階では確定していないので補正で計上した。本年度配分はサマージャンポ千六百八十五万二千円、オートムジャンポ百八十万円である。

Q 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の内容は。

A サブプライムローン問題に端を発する今日の状況に対応するため、国が景気対策として交付するものである。ただし、八月以降の事業でないことから、合計八事業に財源を組み替え割り振っている。

Q 地方税等減収補填臨時交付金の内容は。

A 道路特定財源の暫定税率失効期間中の地方譲与税や取得税の減額分補填である。

Q 吉井勇記念館の修繕費百万円の内容と財源は。

A 修繕内容は、野外ステージの雨どい、展示場内の展示ケースである。また、財源は寄付である。

Q 保育園費の遊具撤去工事は、どこの保育園か。また、撤去後はどうするのか。

A 大栃保育園の木製コンビネーション遊具が腐食し危険であることから、本年度に撤去し今後改修の予算を要求していく。

Q 農地費百一万七千円が農業集落排水事業特別会計に繰り出されているが、購入する場所と面積は。

A 土佐山田町逆川地区での農業集落排水事業という下水道事業に係る繰出金である。逆川地区の集落すべてが対象の事業であり、買取予定の農地は、終末処理場として公民館下の県道口である。面積が一〇八〇平方メートルで、一平方メートルあたり五千九百円である。当初予定の購入用地にプラスした形になっている。



健康センターセレネ（香北町）

総務常任委員会

本委員会には「香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

Q 議案第九十七号について、弁護士費用の報酬について説明を。

A 弁護士への成功報酬については、金額が確定したときに補正している。計算の方法は、弁護士報酬規定の中の「三百万円を超え三千万円以下の場合」に該当しており、収納額の10%プラス十八万円を計算している。

Q 財源区分の変更が必要になったとのことだが、当初予算ではどのように見込んでいたのか。

A 当初には、繰り上げ償還や抵当権の実行等による収入は見込んでいな

い。ただ、面談や訴訟による和解等により、約束された金額が収納されている場合は、月々の収納金額によって判断している。

Q 議案第百四号について、本市において具体的に何か変更があるわけではない、法の変更によるものと解釈してよいのか。

A 実質的な職員の休暇等について影響があるということではなく、新しい法律が整備されたことに伴う改正である。

Q 議案第百五号について、香北町の三谷集会所の建設状況は。

A 十二月十三日が起工式で、二月末の完成予定である。

Q 集会所の使用料の決定は。

A それぞれの地域が使用料の上限を決めておき、その範囲内で決定することとしている。

Q 議案第百七号について、市営住宅への入居者が少ない場合には、付近の住民に駐車場を賃貸することはできるのか。

A この駐車場は住宅整備の補助金交付を受けている。また、条例には「入居している方、また、同居している方が自ら使用する駐車場」と明記されている。このことから、他の住民には賃貸できない。

教育厚生常任委員会

本委員会には「香美市児童クラブ設置条例の制定について」等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

Q 議案第百二号について、後期高齢者支援金は、どのようなお金の流れになっているのか。

A 一度、国等へ基金として集められ、その後市町村に配布される。

Q 保険給付費の一般被保険者療養給付費と一般被保険者療養費の違いは。

A 一般被保険者療養給付費は、通常の医療に係るもので、一般被保険者療養費は、一度自己負担されたものの中で過払い分を戻すものである。

Q 療養費指定公費とは。

A 七十歳から七十四歳の方は基本が二割負担であるが、国が一割負担するとの財政特例措置である。

Q 議案第百六号について、地方自治法に基づくとのことだが、地方自治法は公の施設管理に関する法であり、児童クラブの事業とは趣旨が違うのではないか。

A 公の施設については、住民の福祉増進のために目的を持って利用している。現在児童クラブは公の施設を利用して実施していることから、指定管理者制度で実施することは可能であると考えている。



黒土A棟

Q 指定管理者制度に移行するにあたり、条例制定に関して保護者との合意形成はできているのか。

A 条例の経過をふまえて、訪問の機会に述べてきた経過はある。今後は、集まっていたき詳しく説明していきたい。

Q 来年度から実施することだが、保護者に対し、どのように変わるのかの説明はできているのか。

A 保護者への周知については、申請等手続き上の手間は必要になるが、現在の運営形態が極端に変わるものではないと説明している。今後とも分かりやすい形で説明の機会を設けていきたい。

Q 指定管理者制度になると事故等が発生した場合の最終責任はどくなるのか。

A 公の施設利用であることから、利用者による損害が生じた場合また、指定管理者が行った行為により利用者による損害が生じた場合、市が設置しているので責任は市にある。

Q それぞれの児童クラブの運営にあたって、保護者の負担は大きく、指導員の賃金や利用料にも格差があるが。

A 指定管理者が利用料を集めることができると。地域的な違いや児童数に差があることは承知している。自由な形で効率的・効果的な運営ができるよう、地

域性等に応じた運営をしていただきたいと考えている。

Q 現在の児童クラブは、いろんな点で十分な状態ではない。改善を必要とする部分がたくさんある。指定管理者制度になった場合、問題点に対し、市はどのように関わっていくのか。

A 指導員、運営員と話し合う機会を設け、より良い形で運営できるように努めていく。

Q 指定管理者制度に至った経緯として、利用料の格差や形態の違い等があり、指定管理

者制度に移行すれば理屈が通るとの解釈で良いのか。

A 現在は業務の委託契約という形で運営している。地方自治法にのっとると好ましい状況ではないとの国の指導もある。地方自治法にのっとると指定管理

者制度で児童クラブを実施することになると考える。

Q 今後、教育委員会の関与、指導が薄れるのではないのか。

A 今後ともチェック・指導は行っていく。

産業建設常任委員会

本委員会には「香美市農業集落排水事業分担金徴収条例の制定について」等の議案が付託された。質疑の一部を掲載する。

Q 議案第九十八号について、時間外手当の内容は。

水を取っている。水利の負担金として新たに計上した。

A 凍結等、急な事故への対応に要する職員の手当である。

Q 議案第九十九号について、審議会は年何回行われているか。また、報償費は何人分か。

Q 負担金は当初に分かったものでは。

A 年二回行っている。今回の補正は二回目の分である。また、報償費は十二人分である。

A 猪野々簡易水道で水不足の時に水路から

Q 議案第一百一号について、今後も公有地の購入予定はあるのか。

A 終末処理場の土地のみ必要であり、今後はない。

Q 議案第八十八号について、全戸加入の約束は口答か書類か。

A 個人から下水への接続承諾書をまとめて取っている。

Q 分担金を供用開始前に支払うのは国・県が決めたことか。また、全戸加入できるのか。

A 分担金徴収は、地方自治法により各自治体で決めることができる。加入については、県内に九〇％接続から二〇％接続の自治体がある。逆川地区については一〇〇％接続を目標としている。



児童クラブ